

平成 24 年 7 月 13 日
官民競争入札等監理委員会

第 95 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された「公共サービス改革基本方針改定（案）」（資料 1）について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数以上の委員より異存はない旨回答を得たため、本委員会として異存のないことを決定した。